

イノベーション拠点税制：戦略的活用のための包括的分析

Gemini Deep Research

第Ⅰ部：基本原則と政策目的

制度創設の経緯

2025 年 4 月 1 日に施行されるイノベーション拠点税制（通称：イノベーションボックス税制）は、日本の産業政策および税制における画期的な転換点を示すものである。本制度の根幹をなす政策目的は、激化するグローバルなイノベーション競争の中で、日本の研究開発（R&D）拠点としての立地競争力を強化し、民間企業による無形資産への投資を強力に後押しすることにある¹。この動きは、2000 年代から欧州各国で導入が始まり、近年ではシンガポールや香港などアジア諸国・地域にも拡大している同様の知的財産（IP）優遇税制への戦略的対応である³。これらの国々が提供する税制上のインセンティブは、多国籍企業にとって R&D 機能や IP の立地を決定する上で重要な要素となっており、日本が何もしなければ国内の R&D 機能の空洞化や、有望な投資機会の逸失を招くという強い危機感が背景にある⁸。

この制度の導入は、日本のイノベーション促進策における重要な戦略的転換を意味する。日本には長年、研究開発投資の「インプット」段階、すなわち研究開発費の支出そのものに対するリスクを軽減するための「研究開発税制」が存在してきた⁴。これは、研究開発活動の不確実性を和らげる上で重要な役割を果たしてきた。しかし、イノベーションボックス税制は、研究開発の「アウトプット」、すなわち成功した研究開発の成果である知的財産が生み出す所得に着目する点で根本的に異なる⁶。これにより、研究開発の初期段階から、その成果の商業化・収益化に至るまで、イノベーションのライフサイクル全体を切れ目なく支援する二重のインセンティブ構造が構築されることになる⁴。これは、単に研究を奨励するだけでなく、その成果が確実に事業価値に結びつくことを促す、より市場志向の強いアプローチへの進化と捉えることができる。

本税制の創設は、政府のトップダウンの政策決定と、産業界からの強い要望が結実したものである。「経済財政運営と改革の基本方針 2023（骨太の方針）」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」といった政府の重要政策文書において、その創

設が明確に位置づけられた⁴。同時に、日本経済団体連合会（経団連）をはじめとする産業界は、国際的な競争条件を平等にする（leveling the playing field）ために、このようなアウトプット重視の税制が不可欠であると長年にわたり提言してきた¹⁸。

この税制は単なる減税措置ではなく、高度な産業政策ツールとしての側面を持つ。対象となる知的財産を「特許権」と「AI 関連プログラムの著作権」に限定している点は、その証左である³。政府は、意匠権や商標権、広範なノウハウといった他の無形資産を対象から外すことで、日本の将来の国際競争力にとって特に重要と見なす特定の高付加価値分野、すなわち先端技術とデジタルイノベーションへの民間 R&D 投資を意図的に誘導しようとしている。これは、税制を通じて国の産業構造の高度化を目指すという、明確な政策的意図の表れである。

さらに、本制度の導入は、攻撃的な誘致策であると同時に、防御的な必要性から生まれたものでもある。BEPS プロジェクト以降、各国が国際ルールに準拠した IP 優遇税制を整備する中、日本がこれに追随しなければ、税制上の「窪地」となり、国内企業の R&D 機能や IP が海外の優遇税制導入国へ流出するインセンティブを生み出してしまう⁸。したがって、イノベーションボックス税制は、新たな投資を呼び込むためだけでなく、既存の国内 R&D 基盤と税源を維持・防衛するために不可欠な措置であったと言える。

国際的背景：OECD/G20 BEPS プロジェクトと「ネクサス・アプローチ」

イノベーションボックス税制の制度設計を理解する上で、経済協力開発機構（OECD）および G20 が進めた「税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting: BEPS）」プロジェクト、特にその行動 5「有害な税慣行への対抗」の成果である「ネクサス・アプローチ（Nexus Approach）」の理解が不可欠である。BEPS プロジェクト以前、一部の国々が導入していた「パテントボックス」税制は、知的財産権の法的な所有地を軽課税国に置くだけで、実質的な研究開発活動を伴わずに税優遇を受けられるという問題が指摘されていた。これは、多国籍企業による人為的な利益移転を助長する「有害な税慣行」と見なされた²³。

この問題に対処するため、OECD は国際的な合意として「ネクサス・アプローチ」を策定した。このアプローチの核心は、知的財産から生じる所得が税優遇の対象となるためには、その所得と、その知的財産を生み出すために納税者自身がその国で行った研究開発活動（支出）との間に直接的な関連性（ネクサス）がなければならない、という原

則である²⁰。これにより、税制優遇は、単なる法的な IP 所有ではなく、実体のある経済活動に対して与えられることが保証され、租税回避のリスクが抑制される。

日本のイノベーションボックス税制は、このネクサス・アプローチに厳格に準拠する形で設計されている²⁸。その中核的なメカニズムが「自己創出比率」の概念である。この比率は、税優遇の対象となる所得額を、企業が「国内で自ら行った研究開発」の割合に応じて制限するものである¹⁵。具体的には、計算上、他社から購入した知的財産の取得費用や、関連会社への委託研究開発費、海外拠点での研究開発費などを「適格な研究開発費」から除外することで、ネクサス原則の遵守を担保している²⁰。

この国際ルールへの準拠は、日本の税制の国際的な正当性を確保する上で不可欠であったが、同時に制度の魅力度を制約する要因ともなっている。ネクサス・アプローチは、本質的に、かつてのような過度なタックス・プランニングを許容しない。そのため、日本が導入できる制度は、BEPS 以前の極めて税率の低いパテントボックス制度と比較して、必然的に「控えめ」なものとならざるを得ない。この制度が提供する 30% の所得控除（実効税率を約 29.74% から約 21% へ引き下げる効果）は、国際的な正当性と国内産業へのインセンティブとの間の慎重なバランスを取った結果であり、日本の野心の欠如というよりは、現代の国際税務の規律の中で可能な限りの競争力を追求した現実的な妥協点と評価すべきである²⁸。

第 II 部：税制のメカニズム

適用対象と範囲

本税制の適用を受けるためには、法人、知的財産、そして所得のそれぞれが厳格に定められた要件を満たす必要がある。

適用対象法人

本税制は、法人税法上の青色申告書を提出する法人（青色申告法人）であれば、企業の規模や業種を問わず適用対象となる²。これにより、大企業から中堅・中小企業、スタートアップまで幅広い主体が活用できる門戸が開かれている。ただし、制度の趣旨から、当然ながら対象となる知的財産から生じる所得を得ていることが前提となる²。

対象となる知的財産（「特定特許権等」）

税制優遇の対象となる知的財産（「特定特許権等」）は、極めて限定的に定義されている。まず、時間的な要件として、2024 年 4 月 1 日以降に取得または製作されたものである必要がある²。これにより、制度創設以前に保有していた知的財産は対象外となる。

対象となる知的財産の種類は、以下の 2 つに厳格に限定されている²。

1. **特許権（特許権）**：発明を保護する特許権が対象となる。
2. **AI 関連プログラムの著作物（AI 関連のプログラムの著作物）**：人工知能技術を活用したプログラムの著作権が対象となる。

特に後者の「AI 関連プログラム」の定義は、実務上の判断が難しいことから、経済産業省のガイドラインで具体的な範囲が示されている。これによると、対象となるのは主に以下の 2 つのカテゴリーに分類されるプログラムである³。

- ① **AI モデルによる機械学習をサポートするプログラム**：学習用データのタグ付けツールや、検索拡張生成（RAG）システムなど、AI の性能向上や効率化に寄与する支援プログラム。
- ② **AI モデルによる機械学習アルゴリズムそのもののプログラム**：基盤モデルや、特定の用途に特化したモデルなど、アルゴリズム自体を実装したプログラム。

一方で、単に既存の AI を活用したアプリケーションのユーザーインターフェースを改良しただけのプログラムなど、中核的な AI 技術を含まないものは対象外と明記されており、注意が必要である³³。

重要な点として、この範囲は意図的に狭く設定されている。実用新案権、意匠権、商標権、そして営業秘密（ノウハウ）といった他の重要な無形資産は、原則として本税制の直接の対象とはならない³⁴。ただし、例外的に、対象となる特許権等のライセンスに付随し、それと一体不可分として取引されるノウハウについては、一定の要件下でその対価も対象所得に含めることが認められている³。

対象となる所得（「特許権譲渡等取引」）

本税制が適用される所得は、特定の取引から生じるものに限定される。

1. **ライセンス所得（貸付けによる所得）**：対象となる知的財産を第三者にライセンス（使用許諾）することによって得られる所得²。この場合、ライセンスの相手方は国内の主体でも海外の主体でも構わない。しかし、極めて重要な制約として、**関連者（親子会社など）からのライセンス所得は対象外**となる²。
2. **譲渡所得（譲渡による所得）**：対象となる知的財産を売却・譲渡することによって得られる所得¹⁵。こちらはライセンス所得よりもさらに制約が厳しく、譲渡の相手方が
国内の法人または居住者に限定される。したがって、海外の企業への知的財産の売却益は本税制の対象外であり、これは国内からの技術流出を抑制する意図も含まれている。また、ライセンス所得と同様に、**関連者への譲渡所得も対象外**である²。

これらの定義には、いくつかの重大な除外項目が含まれており、制度の適用可能性に大きな影響を与える。

- **製品売上（組込みロイヤリティ）の除外**：最も影響が大きい除外項目の一つが、対象となる知的財産を組み込んだ製品の販売から得られる利益が対象外である点である¹⁶。制度設計の初期段階では対象に含めることも検討されたが、製品全体の利益から知的財産の貢献分だけを合理的に切り分けることが実務上困難であるとの理由から、今回は見送られた¹⁶。これは、製造業中心の多くの日本企業にとって、本税制のメリットを大きく制限する要因となる。
- **関連者間取引の除外**：関連者間のライセンス所得や譲渡所得が対象外とされていることは、多国籍企業グループの一般的な税務戦略に大きな制約を課す²。グループ内の IP 管理会社を通じて各国の事業子会社にライセンスする、といった一般的なストラクチャーでは、本税制の恩恵を受けることができない。

所得控除と自己創出比率の計算

本税制の中核をなす計算は、対象所得、自己創出比率、そして所得控除率の 3 つの要

素から構成される。損金算入（所得控除）が認められる金額は、以下の計算式によって算出される³²。

損金算入額=(対象所得金額)×(自己創出比率)×30

この損金算入額は、その事業年度の所得金額（本税制適用前の課税所得）が上限となる³²。

ステップ 1：対象所得金額の計算

まず、対象となるライセンス取引または譲渡取引から生じる純利益を算出する。これは、当該取引から得られる総収益から、その取引に直接・間接に対応する全ての費用を控除して計算される²。もし費用が収益を上回り、損失が生じた場合、その損失は翌事業年度以降に繰り越され、将来の同種の取引から生じる利益と相殺（損益通算）することができる³。

ステップ 2：自己創出比率の計算

自己創出比率は、ネクサス・アプローチへの準拠を担保する最重要の計算要素である。この比率は、原則として個々の知的財産取引ごとに計算する必要がある³。

計算式:

自己創出比率=研究開発費の総額適格研究開発費の合計額

- 分子：適格研究開発費（Qualifying R&D Expenses）

これは、国内での実質的な R&D 活動を証明する「良質な」支出であり、主に以下のものが含まれる。

- 法人が日本国内で自ら行った研究開発活動に要した費用⁸。
- 国内の非関連者（大学や独立した研究機関など）への委託研究開発費²⁰。
- アップリフト（Uplift）措置: OECD の枠組みに沿って、適格研究開発費を一定割合で割り増すことが認められている。この割増額は、適格研究開発費の 30% を上限とし、かつ、非適格な支出（IP 取得費や関連者への委託費）の合計額を超えない範囲で加算できる²⁰。これは、買収した技術を自社でさらに発展させた場合などを想定した、実務上の柔軟性を確保するための措置である。

- 分母：研究開発費の総額（Total R&D Expenses）

これは、当該知的財産を創出するために要した全ての研究開発関連費用であり、以下のものが含まれる。

- 分子に含まれる全ての適格研究開発費。
- 知的財産の取得費用: 他社から特許等を購入した場合の費用²⁰。
- 関連者への委託研究開発費: 国内外を問わず、自社の関連会社に研究開発を委託した場合の費用²⁰。
- 海外拠点での研究開発費: 自社の海外支店（恒久的施設, PE）で行った研究開発費²。

この計算構造により、他社からの技術導入（取得）や海外での R&D の割合が高いほど、自己創出比率は低下し、結果として税優遇額も減少する仕組みとなっている。

ステップ 3：経過措置（2027 年 3 月 31 日までに開始する事業年度まで）

制度導入に伴う企業の事務負担を軽減するため、施行から 2 年間（2025 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までに開始する事業年度）は、簡便な計算方法が認められる経過措置が設けられている³。

この期間中は、個々の知的財産ごとに研究開発費を紐付けて比率を計算する代わりに、企業全体の研究開発費を用いて単一の自己創出比率を計算することが許容される³。具体的には、適用事業年度およびその前 2 事業年度の合計研究開発費を基に比率を算出する。これは、特に精緻なプロジェクト別会計システムを持たない中小企業などにとって、制度活用のハードルを大きく下げる重要な措置である。

計算例（設例）

本制度の理解を深めるため、具体的な計算例を示す。

前提条件：

- 企業: AI 創薬株式会社（3 月決算法人）
- 対象 IP: 自社開発した AI 創薬プラットフォームに関する特許権（2024 年 4 月 1

日以降に取得)

- **対象所得:** 2028 年 3 月期に、非関連の国内製薬会社へ当該特許権をライセンスし、1 億円のライセンス収入を得た。関連費用は 2,000 万円。
 - 対象所得金額 = 1 億円 - 2,000 万円 = 8,000 万円
- **当該特許権の創出に係る研究開発費（経過措置期間後）：**
 - 国内の自社研究所での R&D 費用：3 億円
 - 国内の大学（非関連者）への委託研究費：1 億円
 - 他社から関連技術の特許権を取得した費用：5,000 万円
 - 米国子会社（関連者）への委託研究費：5,000 万円

自己創出比率の計算：

1. **適格研究開発費（分子）の計算:**
 - 国内自社 R&D + 国内非関連者委託 = 3 億円 + 1 億円 = 4 億円
2. **研究開発費の総額（分母）の計算:**
 - 適格 R&D + IP 取得費 + 関連者委託費 = 4 億円 + 5,000 万円 + 5,000 万円 = 5 億円
3. **自己創出比率の算出:**
 - 自己創出比率 = $\frac{4}{5}$ 億円 = 80

損金算入額の計算：

- 損金算入額 = 対象所得金額 × 自己創出比率 × 30 %
- 損金算入額 = 8,000 万円 × 80 % × 30 % = **1,920 万円**

結論:

AI 創薬株式会社は、当該事業年度において 1,920 万円を損金の額に算入することができ、その分法人税等の負担が軽減される。

この税制は、企業に対して、研究開発費の発生時点から、将来の税務上の便益を見据えた精緻な管理を要求する。もはや研究開発費の会計処理は、過去のコストを記録するだけの作業ではない。どの費用がどの知的財産に紐づくのか、その活動は国内か海外か、相手は関連者か非関連者かを明確に追跡・文書化することが、将来の税負担を左右する戦略的な活動へと変貌するのである。

この経過措置は、単なる事務負担の軽減策にとどまらない。これは、企業、特に管理体制が脆弱な中小企業にとって、制度の恩恵を直ちに受けつつ、2027 年度から始まる本格的な IP 別管理体制を構築するための、戦略的な「準備期間」と位置づけることができる³¹。この期間を有効に活用し、社内プロセスを整備した企業と、そうでない企業との間には、2 年後に大きな差が生まれる可能性がある。

また、関連者間取引を厳格に除外する規定は、BEPS の理念に沿った租税回避防止策として機能する一方で、企業の IP 商業化戦略に根源的な影響を及ぼす²。従来、多くの多国籍企業が採用してきた、グループ内の IP 管理会社に知的財産を集約し、世界中の事業子会社にライセンスするというモデルでは、この税優遇は適用されない。このインセンティブを得るためには、非関連の第三者へ直接ライセンスする必要があり、企業は IP の内部活用中心のモデルから、外部へのライセンス供与を積極的に行うオープンな商業化モデルへと、事業戦略そのものの転換を迫られる可能性がある。

第 III 部：事務手続とコンプライアンス

イノベーションボックス税制の適用を受けるためには、複雑な事務手続と厳格なコンプライアンス要件を満たす必要がある。これは、税制の濫用を防ぎ、その趣旨に沿った適用を確保するための設計であるが、企業にとっては大きな負担となり得る。

認証・申請プロセス

本税制の適用申請は、税務申告に先立ち、複数の行政・専門機関による確認を経るという二段階のプロセスを特徴とする³。

1. 経済産業省（METI）による確認:

本税制の所管官庁である経済産業省が、申請の最終的な確認・証明を行う。METI は、対象となる知的財産が適格な特許権であること、および、その創出に係る研究開発が「自己創出」の要件を満たしていること（すなわち、自己創出比率の計算の基礎が妥当であること）を確認し、証明書を交付する³。

2. ソフトウェア協会（SAJ）による事前確認:

対象が「AI 関連プログラムの著作物」である場合、METI への申請に先立って、一般社団法人ソフトウェア協会（SAJ）による事前確認を受ける必要がある。これは、AI ソフトウェアの技術的な適格性を判断するには高度な専門知識が要求されるため、その評価を専門機関に委ねるという運用である³。

申請のタイムラインとプロセス

申請プロセスは、厳格な期限と手順に従う必要がある。

- **申請期間:** METI への正式な証明書交付申請は、対象事業年度の終了の日以前 60 日から、終了の日以後 30 日までの間に行わなければならない³²。例えば、3 月 31 日決算法人の場合、その申請期間はおおよそ 1 月 30 日から 4 月 30 日までとなる³¹。
- **事前相談制度:** 制度の複雑性に鑑み、METI は企業からの事前相談を年間を通じて受け付けている³²。これは、正式な申請に先立ち、自社のケースが制度の対象となりうるか、どのような準備が必要かといった点について、非公式に相談できる貴重な機会である。
- **税務申告:** METI から交付された証明書は、本税制による所得控除を申告する際に、法人税の確定申告書に添付する必要がある³⁰。

この複雑な認証プロセスは、必然的に新たなコンプライアンス・エコシステムの形成を促すだろう。AI ソフトウェアの技術的妥当性の評価（SAJ）、自己創出比率の計算と政策要件への適合性証明（METI）、そして最終的な税務申告と税務調査への対応（国税庁）という、それぞれ異なる専門性を要求される一連のプロセスを、企業が単独で完遂することは容易ではない。このため、税理士法人、知的財産専門の法律事務所、そして技術コンサルタントが連携し、三位一体で企業を支援する統合的なアドバイザーサービスへの需要が高まることが予想される。

また、公式には任意とされている METI の事前相談制度は、実務上、ほぼ必須のステップとなる可能性が高い³²。制度が新しく、解釈が固まっていない論点も多い中で、正式申請という後戻りのできないプロセスに臨む前に、所管官庁との間で論点を整理し、非公式な感触を得ておくことは、企業にとって申請の成功確率を高め、リスクを管理する上で極めて合理的な行動だからである。

文書化、税務当局の調査、および濫用防止措置

本税制の適用を維持するためには、申請時のみならず、その後の税務調査に耐えうる強固な文書化が求められる。

- **広範な文書化義務:** 企業は、METI の証明書に加えて、対象所得や自己創出比率の

計算の根拠となった全ての基礎資料（研究開発費の配賦記録、契約書、会計帳簿など）を整備・保管する義務を負う³¹。特に、国内の関連者との間で研究開発費の支払いなどがある場合には、その取引価格が独立企業間価格（アームズ・レングス・プライス）であることを証明するための、移転価格税制におけるローカルファイルに準ずるような詳細な文書の作成が求められる可能性がある²。

- **国税庁（NTA）の執行権限:** 本税制の適正な執行を確保するため、国税庁には通常よりも強力な権限が付与されている。
 - **更正決定等の期間の特例:** イノベーションボックス税制に関連する税務調査については、通常の5年よりも長い期間、更正（追徴課税）を行うことが可能となる特例が設けられる⁷。
 - **質問検査権の拡充:** 納税者本人だけでなく、その取引先など（同業者）に対しても質問検査を行う権限が認められており、申告内容の裏付け調査が広範囲に行われる可能性がある⁷。
 - **推計課税の適用:** 最も強力な措置として、納税者が求められた文書の提示・提出を怠った場合などには、国税庁が合理的な基準に基づいて所得を**推計し、課税（推計課税）**することが可能となる⁷。これは、立証責任を完全に納税者側に課し、不十分な記録管理に対して重いペナルティを科すものであり、極めて強力な執行ツールである。
- **今後のガイダンス:** 対象となる知的財産の具体的な範囲、研究開発費の計算における「一定の調整」の内容、求められる文書の具体的なフォーマットなど、多くの技術的な細則については、今後公表される経済産業省のガイドライン改訂や国税庁の通達によって、さらに明確化されていく見込みである⁷。

この「推計課税」という異例の権限が法制に盛り込まれたことは、立法府および行政府が本制度の濫用の可能性を強く懸念していることの表れである⁷。自己創出比率の計算や対象所得の切り分けといった本制度の根幹部分が複雑であり、客観的な検証が困難なケースが想定されるため、納税者の安易な申告や記録不備を牽制し、制度の信頼性を担保するために、あらかじめ国税庁に強力な武器を与えたと解釈できる⁴。これは、企業に対し、最高水準のコンプライアンス体制を構築するよう促す、無言の強いメッセージである。

第Ⅳ部：戦略的インプリケーションと産業別分析

イノベーションボックス税制は、単なる税務上の論点にとどまらず、企業の知的財産戦

略、研究開発戦略、ひいては経営戦略そのものに大きな影響を及ぼす。本章では、その戦略的含意を分析し、主要産業への具体的な影響を掘り下げる。

企業の IP・無形資産戦略への影響

本税制の導入は、企業における無形資産の管理・活用方法に構造的な変革を迫る。

- **R&D 生産性の「見える化」の強制:** 本税制を適用するためには、企業は個々の研究開発プロジェクトのコストを、将来生み出されるであろう特定の知的財産、そしてその収益にまで紐付けて管理する必要がある。これは、これまで曖昧に捉えられがちであった R&D の生産性や投資対効果 (ROI) を、税務申告という形で定量的に「見える化」することを企業に強制する¹⁰。このプロセスを通じて得られるデータは、社内の資源配分を最適化するだけでなく、投資家に対して無形資産投資の価値を具体的に説明するための強力なツールとなり得る⁴³。
- **IP 戦略と経営・税務戦略の統合:** 税務上のメリットが、R&D の立地場所、IP の法的な所有場所、そしてその商業化手法といった根源的な経営判断に直接影響を及ぼすようになる。今後は、R&D 機能の国内集中、対象 IP の日本法人による保有、そして第三者へのライセンス供与といった選択肢が、税効率を最大化する観点から優先的に検討されることになる。これにより、これまで別々に議論されがちであった IP 戦略、税務戦略、事業戦略の三位一体での策定が不可欠となる⁴⁵。
- **オープンイノベーションの促進:** 関連者間取引が対象外とされ、非関連の第三者へのライセンスが優遇される本税制の構造は、結果としてオープンイノベーションを促進する効果を持つ可能性がある¹⁰。自社内でのみ技術を活用する垂直統合モデルよりも、外部のパートナーと積極的に連携し、自社の知的財産をライセンスアウトすることで収益を得るビジネスモデルが、税務上有利になるからである。

この税制は、企業の各機能がサイロ化して運営されることを許容しない。最適化された所得控除を実現するためには、R&D 部門は税務コンプライアンスを意識した形でコストを追跡し、知財部門は税制の対象となる資産を特定・管理し、税務部門はプロセス全体を監督し、事業部門は商業化戦略を策定する必要がある。この法制度の構造そのものが、部門横断的な新しいガバナンス体制の構築を企業に促す、組織変革の触媒として機能するだろう。

セクター別分析：製薬業界

製薬業界は、本来であれば特許を収益の源泉とするため、本税制の主要な受益者となることが期待された。しかし、制度設計上の制約から、その影響は限定的とならざるを得ない。

- **「製品売上」除外の大きな打撃:** 製薬業界にとって最大の課題は、特許で保護された医薬品の「販売」によって得られる利益が、本税制の対象外とされたことである¹⁶。多くの製薬企業のビジネスモデルは、特許そのものをライセンスするのではなく、特許化された製品を製造・販売することにあり、この除外規定によって、収益の大部分が優遇措置の恩恵を受けられなくなっている。
- **グローバルな事業活動との不整合:** 製薬企業の研究開発や商業化活動は、本質的にグローバルに展開される。海外のライセンス収入が対象外であることや、国際共同研究において海外での R&D 費用が自己創出比率を低下させる要因となることは、グローバルなサプライチェーンや研究体制を持つ大手製薬企業にとって大きな制約となる²²。
- **限定的だが重要な役割:** これらの大きな制約にもかかわらず、本税制は製薬業界にとって完全に無意味なわけではない。創薬プラットフォーム技術のようなライセンス可能な知的財産を海外に流出させないための防御的な措置として、また、ライセンスモデルを主体とする国内のバイオベンチャー・エコシステムを支援する上で、重要な役割を果たす²²。政府も、本税制を薬価制度改革やベンチャー支援策と並行して進めることで、医薬品開発の遅れ（ドラッグ・ラグ／ロス）問題に対処する政策パッケージの一部と位置づけている⁴⁷。

セクター別分析：ソフトウェア・AI 業界

AI 関連プログラムの著作権が明確に対象に含まれていることから、ソフトウェアおよび AI 業界は、本税制の主要な受益者として位置づけられている³。

- **主要な受益者としてのポテンシャル:** 特に、中核となる AI モデルやソフトウェアプラットフォームを開発し、それをライセンスすることで収益を上げるビジネスモデルを持つ企業にとっては、本税制は大きな追い風となる。
- **実務上の定義・配賦の課題:** ただし、その適用には実務上の高いハードルが存在する。企業は以下の課題を克服する必要がある。

1. 「AI 関連」コンポーネントの切り分け: 複雑なソフトウェア製品の中から、SAJ および METI の定義に合致する「AI 関連」の著作権部分を技術的に特定し、分離しなければならない³。
 2. 所得の配賦: 特に複数の機能が一体となった SaaS (Software as a Service) モデルなどでは、総収益の中から、上記で特定した AI 関連コンポーネントに帰属するライセンス料相当額を合理的に算定・配賦する必要がある。
 3. 研究開発費の配賦: 同様に、その特定コンポーネントの開発に要した研究開発費を正確に追跡・計上する必要がある。
- 技術系スタートアップへの好機: これらの課題はあるものの、自社のコア技術が AI そのものであるようなスタートアップにとっては、成長段階における税負担を大幅に軽減し、再投資のためのキャッシュフローを創出する絶好の機会となる³¹。

本税制の設計は、意図的か否かにかかわらず、産業間で「勝者」と「敗者」を生み出す。純粋な IP ライセンスを事業の核とするビジネスモデル（ソフトウェアや AI 業界に多い）は手厚く優遇される一方、IP を組み込んだ製品販売を主とするモデル（製薬や製造業に多い）は、その恩恵を十分に受けられない。これは、単なる税制ではなく、特定のビジネスモデルを志向させる強力な経済的インセンティブとして機能する、顕著な歪曲効果と言える。

さらに、この税制は企業の M&A や事業再編の引き金となる可能性も秘めている。例えば、大企業が保有するものの、自社事業では活用しきれていない休眠特許ポートフォリオについて考える。現状では維持コストがかかるだけのこれらの資産を、本税制の対象となる国内企業へ売却したり、あるいは第三者へのライセンスを専門に行う新会社としてスピントアウトさせたりすることで、これまで眠っていた資産から税優遇を受けた新たな収益源を生み出す、という戦略的な選択肢が浮上するからである。

中小企業・スタートアップへの考察

本税制は、研究開発型の中小企業やスタートアップにとって、大きなチャンスと深刻な課題を同時にもたらす、まさに諸刃の剣である。

- チャンスとしての側面: 税負担の軽減によって得られるキャッシュフローは、資金調達が常に課題である中小企業やスタートアップにとって、次の研究開発投資や事業拡大のための極めて貴重な原資となる¹⁴。また、本税制の適用を目指す過程で自社の知的財産の価値や開発コストを定量化することは、金融機関や投資家からの資

金調達における評価向上にも繋がりうる³¹。

- **課題としての側面:** 一方で、その「煩雑な手続」は、管理部門のリソースが限られる小規模な事業者にとって、適用を断念させるほどの高い障壁となりかねない³¹。AI 技術の専門的な定義の理解、IP 別の厳密なコスト追跡、そして複数の機関にまたがる認証プロセスは、専門人材を内部に持たない企業にとっては過大な負担である。
- **成功のための具体的戦略:** 中小企業・スタートアップがこの制度を有効に活用するためには、以下の戦略的な対応が不可欠である。
 1. **経過措置の最大限の活用:** まずは、2027 年 3 月期まで適用される簡便な計算方法を最大限に活用し、早期に制度の恩恵を受けるべきである³¹。
 2. **専門家の積極的活用:** 税理士、弁理士、IT 法務の専門家、そしてソフトウェア協会といった外部の専門機関と早期に連携し、申請準備を進めることが成功の鍵となる³¹。
 3. **契約設計の工夫:** 技術をライセンスする際には、対象となる知的財産の対価と、それ以外のコンサルティングサービスやノウハウ提供の対価を契約書上で明確に区分するなど、税制の要件を意識した契約設計が求められる³¹。
 4. **政府の支援窓口の利用:** METI が設けている事前相談窓口などを積極的に利用し、疑問点を解消しておくべきである¹。

第 V 部：比較分析と将来展望

日本のイノベーションボックス税制を客観的に評価し、その将来性を展望するためには、国際的な比較分析が不可欠である。本章では、主要な競合国とのベンチマーキングを行い、制度の課題と今後の進化の可能性を考察する。

国際ベンチマーキング

日本の制度は、英国、オランダ、スイス、ベルギー、ルクセンブルクといった欧州の先行国や、近年導入した香港など、世界の主要な IP 優遇税制と比較される⁴。

- **「控えめ」なインセンティブ水準:** 日本の制度が提供する優遇措置は、対象所得に対する実効税率を約 30%から約 21%へと引き下げるものである²⁸。これは、実効

税率が 10%を下回る国々（例：ルクセンブルク約 5.8%、ベルギー約 6.8%）や、5%という極めて低い税率を提示する香港と比較すると、税率の魅力という点では見劣りする²⁶。この事実は、日本が税率競争においてリーダーではなく、慎重なフォロワーの立場を選択したことを示している。

- **限定的な対象範囲:** 対象となる知的財産の範囲が特許権と AI 関連ソフトウェアに限定されている点も、日本の制度の特徴である。ルクセンブルクのように意匠権や商標権まで広く対象に含める国や、英国のように製品売上（組込みロイヤルティ）の扱いでより柔軟な対応を示す国と比較すると、日本のスコープは狭いと言わざるを得ない⁴⁹。

これらの比較を明確にするため、以下の表に主要国の制度をまとめる。

表 1：主要国の IP 優遇税制の国際比較（2024/2025 年時点）

国・地域	制度名称	IP 所得への 実効税率（概 算）	主な対象 IP	製品売上の扱 い	ネクサス・ア プローチ準拠
日本	イノベーション 拠点税制	約 21%	特許、AI 関 連ソフトウェ ア著作権	対象外	はい
英国	Patent Box	10 %	英国・欧州特 許庁等登録特 許	一定の要件下 で対象	はい
オランダ	Innovation Box	9%	特許、政府認 定の研究開発 成果	一定の要件下 で対象	はい
スイス	Patent Box	州により異な るが、非常に 低い実効税率 が可能	特許および類 似の権利	対象外	はい
香港	Patent Box	5%	特許、植物新 品種、著作権 のあるソフト ウェア	対象外	はい

ルクセンブルク	IP Box Regime	約 5.8%	特許、意匠、モデル、ソフトウェア著作権、商標、ドメイン名	対象外	はい
---------	---------------	--------	------------------------------	-----	----

出典: ²⁶ に基づき作成

この比較から、日本の制度は「慎重な第一歩」であると評価できる。国際的な最低基準であるネクス・アプローチへの準拠を最優先し、税収への影響を抑制しながら、まずは制度を立ち上げることを選択した。政府自身が制度の運用状況や効果、財源確保の状況を踏まえて将来的な見直しを検討するとしていることから³、現行制度が最終形ではなく、**Ver.1.0** であることは明らかである。

課題と政策提言

本税制には、その効果を最大化するために克服すべきいくつかの課題が存在する。

1. **限定的な競争力:** 上述の通り、「控えめ」な税率と狭い対象範囲は、グローバル企業の投資判断を劇的に変えるほどのインパクトに欠ける可能性がある²⁸。
2. **高いコンプライアンス負担:** 複雑な手続きと厳格な文書化要件は、特にリソースの限られる中小企業の活用を妨げるリスクがある³¹。
3. **税源浸食・濫用のリスク:** ネクス・アプローチに準拠しているとはいえ、所得や費用の配分には解釈の余地が残り、濫用のリスクは完全には排除できない。これが、国税庁に強力な執行権限が与えられた背景でもある⁷。

これらの課題に対し、経団連などの産業界からは、既に将来的な制度拡充に向けた提言がなされている。具体的には、事務負担の簡素化を図りつつ、対象となる知的財産の範囲（特にソフトウェアの扱いの見直し）や対象所得の範囲（製品売上の再検討など）を拡大していくべきだというものである⁵³。

企業のリーダーへの戦略的提言

本税制の導入は、企業にとって座して待つべき変化ではなく、積極的に対応すべき戦略

的機会である。以下に、企業のリーダーが取るべき行動を提言する。

短期的行動（施行後 24 ヶ月）

1. **フィージビリティ・スタディの即時実施:** 自社の IP ポートフォリオと収益構造を精査し、どの技術・所得が本税制の対象となりうるかを直ちに評価する。
2. **経過措置の戦略的活用:** 施行後 2 年間は、簡便な企業全体の比率を用いて所得控除の適用を開始する計画を立てる。
3. **将来へのシステム構築:** 上記の経過措置期間を、2027 年度から必須となる IP 別の厳密なコスト追跡・会計プロセスを構築するための準備期間として最大限に活用する。
4. **部門横断的対話の開始:** 税務、知財、R&D、関連事業部門の代表者からなるワーキンググループを設置し、コンプライアンスと税効果最適化のための統合戦略を策定する。
5. **METI とのエンゲージメント:** 事前相談制度を活用し、自社の具体的なケースに関する疑問点を解消し、初回の正式申請におけるリスクを低減する。

長期的戦略的考察

1. **R&D 立地の再評価:** 本税制は、R&D 活動を日本国内に集中させることに対する明確な税務上のインセンティブを生み出す。今後の全ての R&D 拠点選定において、この税務メリットを重要な判断材料として組み込むべきである。
2. **IP 商業化モデルの最適化:** 特定の技術について、従来の内部利用中心のモデルから、税務上有利な第三者へのライセンス供与モデルへと転換することが、新たな収益機会を創出しないか検討する。
3. **M&A デューデリジェンスへの反映:** 今後、企業や技術を買収する際には、対象となる知的財産の R&D がどこで（国内か海外か）、どのように（自社開発か買収か）行われたかが、その将来の収益に対する課税を直接左右する極めて重要なデューデリジェンス項目となる。
4. **政策動向の継続的監視:** 産業界からの要望を踏まえた将来の制度拡充の動きを注視する。対象範囲の拡大が実現すれば、制度の価値は飛躍的に高まる可能性がある。

本税制の真の価値は、直接的な節税額だけに留まらない可能性がある。この制度の存在自体が、日本が知的財産の創出と活用を真剣に奨励しているという強力な「シグナル」を国内外の投資家に送る効果を持つ。これは、日本のイノベーション政策に関する国際的な評価を向上させ、他の改革と相まって、投資先としての日本の総合的な魅力を高める上で、直接的な税メリット以上に重要な意味を持つかもしれない¹⁸。

最後に、この議論は、OECD が主導する第 2 の柱（Pillar Two）によるグローバル・ミニマム課税という、より大きな国際税務の文脈の中で捉える必要がある。日本の約 21%という実効税率は、15%の最低税率を大きく上回っており、ミニマム課税による影響を受けない。一方で、15%を下回るような極端に低い IP ボックス税率を提供する国は、その税優遇効果がトップアップ税によって無効化されるリスクに直面する。将来的には、日本の「控えめ」だが「安定的」な税率が、予見可能性と確実性を重視する企業にとって、相対的に魅力的に映る時代が来る可能性も否定できない。日本のイノベーションボックス税制は、こうした激動する国際税務環境の中での、長期的視点に立った戦略的な布石と評価することも可能であろう²⁸。

引用文献

1. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について - 経済産業省, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_innovation_tax.html
2. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）ガイドライン - 経済産業省, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/innovation_tax_guideline.pdf
3. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/dai24/siryou7.pdf
4. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の検討経緯と概要について, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2024/dai2/siryou2.pdf>
5. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）に関するオンライン説明会 動画・資料, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/innovation_tax_event_archive.html
6. イノベーションボックス税制の創設 | Grant Thornton, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.grantthornton.jp/insight/newsletter/international/202406/>
7. イノベーションボックス税制の創設 - 税理士法人山田&パートナーズ, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.yamada-partners.jp/reform/r6/h03-creation-of-innovation-box-tax-system>

8. イノベーションボックス税制について | 税務・会計・労務コラム あがた insight, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.ag-tax.or.jp/insight/detail.html?id=1923>
9. 我が国の民間企業による イノベーション投資の促進に関する研究会 中間とりまとめ, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230731002/20230731002-1.pdf>
10. イノベーションボックス税制とは？政策の意義や各国の導入状況を解説 - freee, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.freee.co.jp/kb/kb-trend/innovationbox-tax-system/>
11. 太陽 ASG 国際税務ニュースレター, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://www.grantthornton.jp/globalassets/pdf/newsletter/international/international_201111.pdf
12. イノベーションボックス税制とは - 税理士事務所 HERITAGE, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://heritage-inc.jp/posts/Innovationbox>
13. 企業の知的財産創出をバックアップするイノベーションボックス税制とは？ - Manegy, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.manegy.com/news/detail/11101/>
14. イノベーションボックス税制（イノベーション拠点税制）について <President's Report vol.9> | 税理士.ch, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://article.ejinzai.jp/president-report/president-innovation-box/>
15. 【コラム】イノベーションボックス税制 - 税務レポート | トピックス | あいわ税理士法人, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.aiwa-tax.or.jp/report/23745/>
16. イノベーションボックス税制 | コラム | 共栄法律事務所, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.kyoei-law.com/columns/1873/>
17. 解題 - 証券アナリスト, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.saa.or.jp/dc/sale/apps/journal/JournalShowDetail.do?goDownload=&itmNo=40161>
18. 特許所得に関する新税制、注目すべき与党協議の 3 つの論点 | DTFA Institute | FA Portal, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://faportal.deloitte.jp/institute/report/articles/000899.html>
19. 投資促進税制としての租税特別措置法の課題, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://www.sozeishiryokan.or.jp/x_core/uploads/media/award/z_pdf/ronbun_h30_05.pdf
20. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）に関するオンライン説明会 - 経済産業省, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/innovation_tax_event_siryoudf
21. 日本企業における無形資産の海外での管理とパテントボックス税制について - 税務, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://www.eytax.jp/pdf/article/2011/kokusai_zeimu_20110805.pdf
22. 新薬のイノベーション向上のための創薬エコシステム構築と医療 ..., 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.j-paa.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/03/%E3%80%8C%E6%96%B0%E8%96%AC%E3%81%AE%>

[E3%82%A4%E3%83%8E%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3%E5%90%91%E4%B8%8A%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E5%89%B5%E8%96%AC%E3%82%A8%E3%82%B3%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0%E6%A7%8B%E7%AF%89%E3%81%A8%E5%8C%BB%E7%99%82%E4%BF%9D%E9%99%BA%E8%B2%A1%E6%94%BF%E3%81%AE%E5%81%A5%E5%85%A8%E6%80%A7%E7%A2%BA%E4%BF%9D%E3%81%AE%E4%B8%A1%E7%AB%8B%E3%81%AB%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%9F%E6%8F%90%E8%A8%80%E3%80%8D.pdf](#)

23. Understanding the OECD tax plan to address 'base erosion and profit shifting' – BEPS - European Parliament, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2017/607288/EPRS_BRI%282017%29607288_EN.pdf
24. 第2回 我が国の 間企業による イノベーション投資の促進に関する研究会 事務局説明資料 - 経済産業省, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/innovation_investment/pdf/002_05_00.pdf
25. 特許権等を売ると法人税が安くなる？ | G.S.ブレインズグループ, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://brains-inc.co.jp/column/column-consulting/column-consulting-zeimu/innovation-box-tax-system/>
26. Patent box developments and plans for 2025 - RoyaltyRange, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.royaltyrange.com/news/patent-box-developments-and-plans-for-2025/>
27. Action 5: Agreement on Modified Nexus Approach for IP Regimes - OECD, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.oecd.org/ctp/beps-action-5-agreement-on-modified-nexus-approach-for-ip-regimes.pdf>
28. Japan to introduce “Innovation Box” - Kluwer International Tax Blog, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://kluwertaxblog.com/2024/08/20/japan-to-introduce-innovation-box/>
29. 令和 6 年 12 月決算における税務上の留意事項 | デロイト トーマツ グループ - Deloitte, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/financial-advisory/perspectives/kaikeijyoho-202412-06.html>
30. イノベーションボックス税制 | 情報センサー2024 年 10 月 Tax update | EYJapan, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.ey.com/ja_jp/insights/tax/info-sensor-2024-10-04-tax-update
31. イノベーション拠点税制ガイドラインが公表：中小企業に与える ..., 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.sah-cpa.com/post/topic20250609>
32. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2025/dai4/siryou2.pdf>
33. 戦う税理士 小栗のメールマガジン 「イノベーション拠点税制に注目してみましよう」 No.980, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<http://www.str-tax.jp/news/post->

[4010.html](#)

34. イノベーションボックス税制とは？控除対象や事業者への影響を解説 - マネーフォワードクラウド, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://biz.moneyforward.com/accounting/basic/75410/>
35. 令和 6 年度税制改正「イノベーションボックス税制」とは？, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.tohokuzeirishikai.or.jp/zeirishi/pdf/663.pdf>
36. イノベボックス税制、新薬売り上げは対象外に 与党税調、研発税制 ..., 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://nk.jiho.jp/article/186224>
37. 5 イノベーションボックス税制の創設, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2024/pdf/H.pdf
38. イノベーションボックス税制 [あいわ税理士法人 コラム] | ZEIKEN PRESS - 税務研究会, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.zeiken.co.jp/zeikenpress/press/0004pp20250109/>
39. イノベーションボックス税制の創設（研究開発税制の見直しを含む） 1. 改正のポイント, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.yamada-partners.jp/hubfs/zeikai/2024-documents/D04.pdf?hsLang=ja-jp>
40. 令和 6 年度税制改正～イノベーションボックス税制, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://kamomiya-partners.com/setsuritsu/innovation-box/>
41. 経済産業省「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について（更新）」を公表, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.tkc.jp/consolidate/tkc_express/2025/03/202503_12282
42. イノベーション拠点税制に関する課題と検討 - 大阪樟蔭女子大学リポジトリ, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/record/2000193/files/11_%E5%A4%A7%E9%98%AA%E6%A8%9F%E8%94%AD%E5%A5%B3%E5%AD%90%E5%A4%A7%E5%AD%A6%20%E7%A0%94%E7%A9%B6%E7%B4%80%E8%A6%81%20%E7%AC%AC15%E5%B7%B%20%E8%B6%8A%E6%99%BA%E7%A0%82%E7%B9%94%2094-104.pdf
43. 知的財産推進計画 2024, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou2.pdf>
44. 知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/dai23/gaiyou.pdf
45. 旭化成株式会社と意見交換を行いました | 経済産業省 特許庁, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202501/2025010801.html>
46. 「知財・無形資産ガバナンス」の実践と普及に向けた取組み第 6 回, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.hrgl.jp/topics/topics-9100/>
47. 我が国の創薬力向上に向けての課題と対策, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/souyakuryoku/dai2/siryou3.pdf>
48. 令和 7 年 4 月 1 日施行のイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について - よろず知財戦略コンサルティング, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/2fbf7ed736376a6588aa.pdf>

49. 各国のпатентボックス税制の概要 - PwC, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/assets/sk-2013-05-02.pdf>
50. 知的財産に関する国際的な税と マネジメント上の課題, 6 月 15, 2025 にアクセス、
http://www.jjpa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2016_04_480.pdf
51. Patent Box Tax Incentive Takes Effect | Insights - Mayer Brown, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2024/10/patent-box-tax-incentive-takes-effect>
52. イノベーションボックス税制のメリットとデメリット - よろず知財戦略コンサルティング, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/blog/3251419>
53. 令和 7 年度税制改正に関する提言 (2024-10-03) - 経団連, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/067_honbun.html
54. [全文公開] 今週の FAQ (6/10/21) <経団連の税制改正の提言> | 税務通信, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.zeiken.co.jp/zeimutusin/article/no3823/TA00038231901.php>